

27文科高第686号
障発1021第1号
平成27年10月21日

各都道府県知事
各指定都市市長
各中核市市長 殿
各国公立大学長
各関係団体の長
各地方厚生(支)局長

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する
科目の確認に係る指針について」の一部改正について

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を行う大学等（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）第3条第1項に規定している学校等をいう。以下同じ。）の確認手続き等については、科目省令に定めているところであり、その確認に係る具体的な基準については、別添のとおり「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針」でお示ししているところです。今般、下記のとおり同通知を改正し、平成27年10月21日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されたい。

記

- 1 「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」（平成23年8月5日23文科高501号・障発0805第9号文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）の一部改正別添のとおり改正する。

別 添

大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針

1 指定科目の確認申請書等に関する事項

- (1) 大学等（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）第3条第1項に規定する学校等をいう。以下同じ。）において精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）に関する授業を開始しようとする者が、科目省令第3条による確認を受けようとする場合は、当該授業を開始しようとする日の6か月前までに様式により大学等確認申請書を厚生労働大臣に提出すること。
- (2) 大学等確認申請書の内容に変更があったときは、当該変更を行った日から1月以内に様式に準ずる大学等確認変更届を厚生労働大臣に提出すること。
- (3) 大学等確認申請書及び大学等確認変更届の提出部数は文部科学大臣への提出分を含め2部とする。なお、専修学校（学校教育法第1条に規定する学校に附設されているものを除く。）の場合においては、提出部数は1部であっても差し支えないこと。
- (4) 指定科目の確認を経た大学等において指定科目等を修めた者については、精神保健福祉士国家試験の受験の際に、個別の受験資格の確認手続は不要となるため、大学等においては、学生の利便性に配慮し、確認申請を行うことを原則とすること。
なお、確認申請を行わない大学等にあつては、当該大学等の入学を希望する者等に対し、科目省令に定める基準を満たしていないことが明らかとなった場合、受験資格が付与されない場合がある旨を予め周知しておくこと。
- (5) 大学等確認申請書及び大学等確認変更届の提出に当たっては、厚生労働省に対し予め相談を行うこと。

2 学則に関する事項

上記1の確認申請を行う際は、確認を受けようとする大学等の学則を合わせて提出することとし、その学則には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。

- ア 精神保健福祉援助演習（基礎）、精神保健福祉援助演習（専門）、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習（以下「実習演習科目」という。）の時間数
- イ 実習演習科目の履修方法

3 他の大学等その他の学校等において履修した科目の取扱いに関する事項

他の大学等その他の学校等において履修した科目を、当該大学等における科目の履修に代える場合において、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習については、一体不可分に行うことで教育効果が見込まれるものであることから、これらの科目のうち、他の大学等その他の学校等において履修した一方の科目のみを当該大学等における科目の履修に代えることは認められないものであること。

4 実習演習科目を担当する教員に関する事項

- (1) 実習演習科目を担当する教員（以下「実習演習担当教員」という。）の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生20人につき、1人以上とすること。ただし、この場合の教員の員数は、教育上支障がない範囲で教員が学生20人を上限とした実習演習科目を複数受け持つことで、延べ数として必要数が確保されていれば足りるものとする。

また、精神保健福祉援助実習を担当する教員の員数については、精神保健福祉援助実習に係る学生の履修認定等が適切に行える場合に限り、精神保健福祉援助実習指導を担当する教員の員数が確保されていれば足りるものとして差し支えないものであること。

- (2) 原則として、教員は、1の大学等（1の大学等に2以上の課程がある場合は、1の課程）に限り、専任教員となるものであること。
- (3) 実習演習科目における教員の資格要件については、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む）及びこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

イ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

ウ 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

エ 科目省令第1条第3項第4号に規定する講習会（以下「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」という。）を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

オ 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条第7項の助教授の職にあった者は、アの規定の適用については准教授の職にあった者とみなすこと。

- (4) 平成24年3月31日において、現に実習演習科目を教授する教員であって、上記（3）に規定する教員の資格要件のいずれにも該当しない者については、平成27年3月31日までの間、引き続き実習演習科目を教授することができる。

5 教育に関する事項

- (1) 実習演習科目の教育内容は、別表1の内容以上であること。
- (2) 実習演習科目については、合併授業（大学等における精神保健福祉士養成課程で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は大学等における複数の精神保健福祉士養成課程の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合同授業（大学等における精神保健福祉士養成課程と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。）を行わないこと。ただし、学生全体に対するオリエンテーションや実習報告会を行う場合など、教育上支障がない場合にあつては、この限りではない。
- (3) 通信課程における面接授業は、原則として通信課程を行う大学等が自ら行うこと。ただし、当該大学等が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であつて、委託先が次の

いずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。

- (ア) 他の精神保健福祉士養成施設等
- (イ) 精神保健福祉士の養成を行う大学等

6 演習に関する事項

- (1) 精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）の実施に当たっては、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえること。
- (2) 社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第三号）第一条第十六号又は第三条第十三号に規定する相談援助演習を履修した者については、精神保健福祉援助演習（基礎）の履修を免除することができる。

7 実習に関する事項

- (1) 科目省令第1条第7項で規定する実習施設等（以下「実習施設等」という。）は、巡回指導が可能な範囲で選定するとともに、実習演習担当教員のうち、精神保健福祉援助実習（以下「実習」という。）を担当する教員は、週1回以上定期的に巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合については、実習期間中に原則として1回以上の巡回指導を行うことを前提に、実習施設等との十分な連携の下、実習期間中に学生が大学等において学習する日を設け、指導を行うことも差し支えないこととする。
- (2) 各実習施設等における実習計画が、当該実習施設等との連携の下に定められていること。
- (3) 科目省令第1条第8項に規定する実習指導者（以下「実習指導者」という。）の資格要件は、以下に掲げるいずれかに該当する者であること。
 - ア 精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であって、科目省令第1条第8項に掲げる基準を満たす講習会（以下「精神保健福祉士実習指導者講習会」という。）の課程を修了した者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める精神保健福祉相談員
 - エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員
 - オ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司
 - カ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び監察等に関する法律（平成15年法律第110号）に定める社会復帰調整官
 - キ 上記以外の者で、平成27年3月31日までの間に、精神保健福祉士実習指導者講習会の課程を修了した者
 - ク 科目省令の施行日において、現に精神保健福祉相談援助実習の指導を行っている者であって、大学側が適当と認める者については、平成27年3月31日までの間は、実習指導者とすることができる。
- (4) 実習は、相談援助の一連の過程を網羅的に学習できるよう、学生1人に対し、精神科病

- 院等の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設その他の実習施設等とで実施するなど、機能の異なる2以上の実習施設等で実施するものとする。
- (5) 実習のうち精神科病院等の医療機関における実習を必須とし、90時間以上行うことを基本とする。
 - (6) 社会福祉士の「相談援助実習」を履修している学生については、実習のうち、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除可能とするものであること。この場合においても、機能の異なる2以上の実習施設等で実施するものとする。
 - (7) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。
 - (8) 実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習施設等との間で十分に協議し確認を行うこと。
 - (9) 実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。
 - (10) 精神保健福祉援助実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。
 - ア 精神保健福祉援助実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。
 - イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。
 - ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習施設等の実習指導者の評価はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

8 情報開示に関する事項

- (1) 入学者又は入学希望者に対して、別表2に定める内容に関する情報の開示に努めること。また、当該開示された情報は虚偽又は誇大なものであってはならないこと。
- (2) 情報の開示を行うに当たっては、パンフレット等刊行物への掲載、インターネットの利用などにより広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。

9 経過措置に関する事項

- (1) 平成23年度における大学等確認申請書の提出については、1の(1)に関わらず、平成23年11月30日までに提出を行うこと。
- (2) 4の(3)のエに規定する「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」には、厚生労働省の委託を受けて、平成22年度及び平成23年度に行った「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」を含めて差し支えないこと。
- (3) 7の(3)のアに規定する「精神保健福祉士実習指導者講習会」には、厚生労働省の委託を受けて、平成22年度及び平成23年度に行った「精神保健福祉士実習指導者講習会」を含めて差し支えないこと。
- (4) 平成24年3月31日以前において教歴を有する教員については、4の規定にかかわらず、実習演習科目に加えて、実習演習科目ごとに次表に定める精神保健福祉士法等の一部を改正する法律（平成22年法律第71号）による改正前の法第7条第1号に規定する精神障

害者の保健及び福祉に関する科目若しくは精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第103号）による改正前の指定規則別表第1に定める科目（次表において「旧科目」という。）に関する教歴を含むことも差し支えないこと。

（表）

実習演習科目名	旧科目名
精神保健福祉援助演習（基礎）	精神保健福祉援助演習
精神保健福祉援助演習（専門）	
精神保健福祉援助実習指導	精神保健福祉援助実習
精神保健福祉援助実習	

別表1

科目名	教育内容	
	ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）
精神保健福祉援助演習（基礎）	<p>精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る基礎的な知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p> <p>① 相談援助に係る基礎的な知識と技術に関する具体的な実技を用いること。</p> <p>② 個別指導並びに集団指導を通して、地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談事例を体系的にとりあげること。</p>	<p>以下の内容については、精神保健福祉援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。</p> <p>ア 自己覚知</p> <p>イ 基本的なコミュニケーション技術の習得</p> <p>ウ 基本的な面接技術の習得</p> <p>エ グループダイナミクス活用技術の習得</p> <p>オ 情報の収集・整理・伝達の技術の習得</p> <p>カ 課題の発見・分析・解決の技術の習得</p> <p>キ 記録の技術の習得</p> <p>ク 地域福祉の基盤整備に係る事例を活用し、次に掲げる事柄について実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ・ 地域アセスメント ・ 地域福祉の計画 ・ ネットワーキング

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資源の活用・調整・開発 ・ サービス評価
精神保健福祉援助演習（専門）	<p>精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p> <p>① 総合的かつ包括的な相談援助、医療と協働・連携する相談援助に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。</p> <p>② 個人指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p>	<p>① 以下の内容については、精神保健福祉援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。</p> <p>ア 次に掲げる具体的な課題別の精神保健福祉援助の事例（集団に対する事例を含む。）を活用し、実現に向けた精神保健福祉課題を理解し、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的排除 ・ 退院支援、地域移行、地域生活継続 ・ ピアサポート ・ 地域における精神保健（自殺、ひきこもり、児童虐待、薬物・アルコール依存等） ・ 教育、就労（雇用） ・ 貧困、低所得、ホームレス ・ 精神科リハビリテーション ・ その他の危機状態にある精神保健福祉 <p>イ アに掲げる事例を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インテーク（受理面接） ・ 契約 ・ アセスメント（課題分析） ・ プランニング（支援の計画） ・ 支援の実施 ・ モニタリング（経過観察） ・ 効果測定と支援の評価

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 終結とアフターケア <p>ウ イの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ ・ ケアマネジメント ・ チームアプローチ ・ ネットワーキング ・ 社会資源の活用・調整・開発 <p>② 精神保健福祉援助実習後に行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、精神保健福祉援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。
精神保健福祉援助実習指導	<p>① 精神保健福祉援助実習の意義について理解する。</p> <p>② 精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。</p> <p>③ 精神保健福祉援助実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>④ 精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>⑤ 具体的な体験や援助活動を、</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導</p> <p>ア 精神保健福祉援助実習と精神保健福祉援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義</p> <p>イ 精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む。）に関する基本的な理解</p> <p>ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>エ 現場体験学習及び見学実習</p> <p>オ 実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術に関する理解</p> <p>カ 精神保健福祉士に求めら</p>

	<p>専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p>	<p>れる職業倫理と法的責務に関する理解</p> <p>キ 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（個人情報保護法の理解を含む。）</p> <p>ク 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>ケ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成</p> <p>コ 巡回指導（訪問指導、スーパービジョン）</p> <p>サ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>シ 実習の評価全体総括会</p>
<p>精神保健福祉援助実習</p>	<p>① 精神保健福祉援助実習を通して、精神保健福祉援助並びに障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>② 精神保健福祉援助実習を通して、精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握する。</p> <p>③ 精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>④ 総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	<p>① 精神科病院等の病院において実習を行う学生は、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助</p> <p>イ 退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者及びその家族への相談援助</p> <p>ウ 多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助</p> <p>② 精神科診療所において実習を行う学生は、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 治療中の患者及びその家族への相談援助</p>

		<p>イ 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助</p> <p>ウ 地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助</p> <p>③ 学生は、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等や精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>ア 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成</p> <p>ウ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との支援関係の形成</p> <p>エ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワーメントを含む。)とその評価</p> <p>オ 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際</p> <p>カ 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解</p> <p>キ 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>ク 施設・機関・事業者・団体</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>等の経営やサービスの管理運営の実際</p> <p>ケ 当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p> <p>④ 精神保健福祉援助実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、実習事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表 2

区分	情報開示の項目
設置者に関する情報	<p>① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所及び連絡先</p> <p>② 法人代表者氏名</p> <p>③ 大学等以外の実施事業</p> <p>④ 財務諸表</p>
大学等に関する情報	<p>① 大学等の名称、住所及び連絡先</p> <p>② 大学等の代表者氏名</p> <p>③ 大学等の開校年月日</p> <p>④ 学則</p> <p>⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要</p>
教育課程に関する情報	<p>① 教育課程のスケジュール（期間、日程、時間数）</p> <p>② 入学定員</p> <p>③ 学生募集要項</p> <p>④ 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用</p> <p>⑤ 科目別シラバス</p> <p>⑥ 実習演習科目担当教員数、実習演習科目別担当教員名（教員の氏名、略歴、保有資格）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 教材 ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容 ⑨ 実習プログラムの内容・特徴
実績に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 卒業者の延べ人数 ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうち就職者数） その他の情報 その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報

(様式)

番号
年月日

文部科学大臣（注）

殿

厚生労働大臣

申請者印

大学等確認申請書

標記について、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第3条第1項の規定に基づき申請します。

（注）専修学校又は各種学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に附設されるものを除く。）については不要。

大学等確認申請書

1 名称						
2 位置						
3 設置者 (法人の場合 は名称 ・所在地)	氏名					
	住所					
4 設置年月日						
5 定員等	1学年の定員	学級数	1学級の定員	授業開始 予定年月日		
6 大学等の長の氏名						
7 実習演習担当専任教員	氏名	年齢	担当科目	資格名	指針該当番号	教員調書 頁番号
8 その他の実習演習担当教員						
9 指定科目等に係る開講科目の名称	指定科目等の名称			開講科目の名称		
	人体の構造と機能及び疾病					
	心理学理論と心理的支援					
	社会理論と社会システム					
	現代社会と福祉					
	地域福祉の理論と方法					
	社会保障					
	低所得者に対する支援と生活保護制度					
	福祉行財政と福祉計画					
	保健医療サービス					
	権利擁護と成年後見制度					
障害者に対する支援と障害者自立支援						

	制度						
	精神疾患とその治療						
	精神保健の課題と支援						
	精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）						
	精神保健福祉相談援助の基盤（専門）						
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開						
	精神保健福祉に関する制度とサービス						
	精神障害者の生活支援システム						
	精神保健福祉援助演習（基礎）		【履修】				
			【免除】				
	精神保健福祉援助演習（専門）						
	精神保健福祉援助実習指導						
	精神保健福祉援助実習						
10 設 備	教室等の名称（各室 毎に記入すること）		面 積	共用先（共用する場合についての み記入）			
	演習室						
	実習室						
	その他の 主な設備						
11 実習施 設等	施設等の名及 び種別	氏名(法人に あつては名称)	設置 年月 日	所在地	入所 定員	実習指 導者	実習指導者 調書頁番号
	1						
	2						
	3						

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加のこと。

(注2) 「設置年月日」欄については、指定科目等に係る課程を開設する年月日を記載すること。

(注3) 7及び8の指針該当番号欄には、指針中の教員の要件のうち、該当する条項を記入すること。

(【例】4-(3)-ア)

(注4) 「その他の主な設備」欄については、普通教室の数や図書室の有無など、演習室及び実習室以外の学生が利用する設備の概要を記載すること。なお、当該大学等のパンフレット等により、それらが明らか

である場合には、当該パンフレット等をもって代えることも差し支えない。

(注5) 精神保健福祉援助演習（基礎）を開講する場合には、【履修】欄に開講科目の名称を記載すること。
また、社会福祉士の指定科目である相談援助演習を履修することにより、精神保健福祉援助演習（基礎）の履修を免除させる場合には、【免除】欄に相談援助演習の開講科目の名称を記載すること。さらに、直近の社会福祉士にかかる大学等確認変更届又は大学等確認申請書を提出した日及び提出先を記載すること。

【例1】精神保健福祉援助演習（基礎）を開講し、また相談援助演習の履修により精神保健福祉援助演習（基礎）を免除させる場合

精神保健福祉援助演習（基礎）	【履修】	精神保健福祉援助演習
	【免除】	相談援助演習（〇〇厚生局 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ）

【例2】精神保健福祉援助演習（基礎）を開講し、また相談援助演習を開講しない場合

精神保健福祉援助演習（基礎）	【履修】	精神保健福祉援助演習
	【免除】	

【例3】精神保健福祉援助演習（基礎）を開講せず、相談援助演習の履修により精神保健福祉援助演習（基礎）を免除させる場合

精神保健福祉援助演習（基礎）	【履修】	
	【免除】	相談援助演習（〇〇厚生局 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ）

教員に関する調書

大学等名				
氏名		性別	男・女	
生年月日	年齢（ ）歳			
最終学歴 (学部、学科、先行)				
担当科目				
教員 資格 要件	指針該当番号			
	精神保健福祉士実習演習担当教員 講習会		1. 修了(修了年月: 年 月) 2. 未修了	
	教育歴・ 職歴	名称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計			
	資格・ 免許・ 学位	名称	取得機関	取得年月日
担当予定科目に関する 研究発表又は 論文 (主なもの)	名 称		年 月	

(注1) 各教員ごとに作成すること。

(注2) 精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

(注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

(注4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等について」(平成23年8月5日障発0805第4号)を参照のこと。

実習指導者に関する調書

実習施設名			
氏名		性別	男 ・ 女
生年月日		年齢 () 歳	
精神保健福祉士 資格取得の有無		有 ・ 無	
資格取得年月日			
実習指導者講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了	
従事している 業務内容			
実習指導者資格要件	区 分		
	職	名 称	業務内容
	歴		
	合 計		

(注1) 各実習指導者ごとに作成すること。

(注2) 「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 精神保健福祉士の資格取得後、3年以上の実務経験を有する者であって、実習指導者講習会を修了した者にあつては①、
- ・ 社会復帰調整官等としての実務経験を有する者にあつては②、
- ・ 厚生労働大臣が認める講習会を修了した者にあつては③、
- ・ それら以外の者にあつては④

をそれぞれ記載すること。

(注3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

(注4) 「精神保健福祉士資格取得の有無」欄に有と記載した場合については、精神保健福祉士登録証の写しを添付すること。

(注5) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等について」(平成23年8月5日障発0805第4号)を参照のこと。

添付書類

- 1 実習施設の設置者の承諾書
- 2 実習施設の概要等
- 3 学則
- 4 実習演習担当教員の就任承諾書
- 5 時間割及び授業概要（実習演習科目について、「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針」別表1の教育に含むべき事項に該当する箇所を下線を引くこと。）
- 6 実習計画

※ 通信課程を設ける場合には以下の書類を添付すること。

- 7 通信養成を行う地域
- 8 添削その他の指導の方法
- 9 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該大学等の設置者の承諾書
- 10 通信養成に使用する教材の目録